

平成24年度の酸素の購入価格に関する届出について

酸素を使用した診療を行う保険医療機関は、平成24年4月1日以降の診療に係る費用の請求に当たって用いる酸素の単価並びにその算出の根拠となった前年の1月から12月までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価及び酸素の容積を、下記提出期限までに地方厚生（支）局長に届け出る必要があります。

- 提出期限 平成24年2月15日（水）
- 提出先 近畿厚生局の各府県の事務所等
- 提出方法 郵便または窓口提出
- 届出様式 近畿厚生局ホームページ（<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/>）の「保険医療機関・保険薬局・柔道整復師関係」のコーナーに様式（Excel版及びPDF版）を掲載しています。（※各医療機関に対する近畿厚生局からの事前の個別通知〔届出様式の送付含む。〕はありません。）
- 記載要領 近畿厚生局ホームページの上記のコーナーをご参照願います。

届出についてのQ&A

Q1 どんな場合に届出が必要ですか？

A1 「酸素の購入価格に関する届出書」は、酸素の購入実績がある保険医療機関のみ提出していただくことになります。酸素の使用がなく、酸素の購入実績がない保険医療機関については提出不要です。

届出書の1欄（平成23年1月～12月）に該当がない場合であっても、2欄（22年以前、または24年1月）に該当がある場合は、直近の購入価格を記載の上、提出する必要があります。

Q2 大型ボンベ、小型ボンベとは？

A2 大型ボンベとは、ボンベ1本当たり通常7,000リットル又は6,000リットル用のボンベをいい、3,000リットルを超えるものです。

小型ボンベとは、ボンベ1本当たり通常1,500リットル又は500リットル用のボンベをいい、3,000リットル以下のものです。

Q3 購入容積、購入価格を記載する際の留意すべき点は？

A3 酸素の容積は、ボンベの場合は圧縮されているため35℃1気圧で換算した容積を、液化酸素の場合は気体にした容積を記入してください。ご不明の点がありましたら、購入業者に確認のうえ記入してください。

各欄の酸素の購入価格は、1銭未満の端数を四捨五入して記載してください。なお、各欄の酸素の購入対価には、容器代及び耐圧テスト代は含まず、酸素の対価のみ記入してください。

その他ご不明な点については、管轄する厚生局の事務所等にお問い合わせください。